

# 個別財務諸表における持分法の適用に関する一考察

吉野 真治

## 要 旨

本稿は、個別財務諸表の作成において、子会社および関連会社に対する投資に持分法を適用することの是非について分析する規範研究である。個別財務諸表上の持分法の適用に関する日本基準、国際会計基準および米国基準の変遷過程を観察してみると、持分法の適用についての会計理論上の検討が不十分となっている可能性を指摘しうる。そこで、本稿では、持分法と原価法の期間損益計算に与える影響を対比させることをつうじて、子会社および関連会社に対する投資に持分法を適用することの意義を考察している。そのうえで、支配関係の有無という子会社に対する投資と関連会社に対する投資の本質的な相違、および実現概念の歴史的な変遷を踏まえると、子会社に対する投資については持分法を適用することが肯定され、関連会社に対する投資については持分法の適用が否定されることを示している。

## 1. はじめに—問題の所在

持分法 (equity method) とは、投資会社が被投資会社の資本及び損益のうち投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資の額を連結決算日ごとに修正する方法をいう (企業会計基準第 16 号「持分法に関する会計基準」4 項)。わが国においては、連結財務諸表の作成上、非連結子会社、関連会社および共同支配企業に対する投資を持分法によって会計処理することとされているが (企業会計基準第 16 号 6 項、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」39 項)、個別財務諸表の作成上は、これらの投資を原価法 (cost method) によって会計処理することとされている (企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」17 項)。他方、国際会計基準 (International Accounting Standards: IAS) 第 27 号「個別財務諸表」では、個別財務諸表の作成上、子会社、関連会社および共同支配企業に対する投資を持分法によって会計処理することが認められていない (10 項) が、2013 年に国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) から公表されている公開草案「個別財務諸表における持分法」(以下、公開草案) では、これらの投資を持分法によって会計処理することを認めることが提案されている。

このような国際会計基準の改正が行われた場合には、個別財務諸表上の子会社および関連

会社に対する投資の会計処理に関して、わが国の会計基準と国際会計基準との間に差異が生じることとなり、今後の国際会計基準とのコンバージェンスを進める作業の中で重要な論点の一つとなることが予想される。また、公開草案は、個別財務諸表上の持分法の適用を認めることとする理由として、一部の国から要望があったことを挙げているのみであり、持分法を選択適用を認めることの理論的な論拠が示されているわけではない（BC4）。そのため、このような会計基準の改正を巡る議論においては、子会社および関連会社に対する投資の性質や持分法という会計処理の概念上の検討が十分に行われないうままに、IFRS適用国からの要望に応えることを優先させた可能性がある<sup>(1)</sup>。さらに、わが国における会計研究の成果に目を向けてみると、以前は、個別財務諸表上の投資株式の会計処理方法としての持分法と原価法を比較・検討する先行研究が多く見受けられた（山地，1989，醍醐，1990，中野，1997など）が、昨今では、このような問題を主題として分析を行っている論文は、比較的少数となっている。

このような状況に鑑みると、現在までのわが国および諸外国における会計研究の成果の蓄積や会計基準の改正の流れを踏まえて、個別財務諸表上の子会社および関連会社に対する投資に持分法を適用することの意義や財務諸表に与える影響を分析することには、一定の意義を見いだせるものと思われる。そこで、本稿では、個別財務諸表において、子会社および関連会社に対する投資を持分法によって会計処理することの是非を明らかにする<sup>(2)</sup>。

## 2. 子会社および関連会社に対する投資に関する会計基準の変遷

現在は、日本基準、国際会計基準および米国基準のいずれにおいても、個別財務諸表上の持分法の適用が認められていない。しかしながら、後述するように、国際会計基準および米国基準においては、以前は、子会社および関連会社に対する投資を持分法によって会計処理することが認められていた。そのため、このような会計基準の新設・改廃を巡る議論の中には、個別財務諸表上の持分法の適用の可否に関する有益な指摘が存在する可能性がある。そ

---

(1) IASBでは、「アジェンダ協議2011」への回答を踏まえ、現在も持分法に関するリサーチを行っている。また、2014年に欧州財務報告諮問グループ（European Financial Reporting Advisory Group: EFRAG）は、持分法に関するディスカッションペーパー「持分法：測定基礎なのか一行連結なのか」を公表している。

(2) 持分法については、投資株式の測定方法としての側面と連結の方法としての側面があり、二面的な性格を有している（山地，1989，p.7）が、個別財務諸表上の取扱いを検討する本稿では、前者の側面に着目した検討を行う。また、わが国においては、連結財務諸表を主たる情報開示手段と位置づけ、個別財務諸表の簡素化が進められている中で（「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」第1部）、個別財務諸表を開示する必要性についても検討の余地が残されているが、本稿では、個別財務諸表の開示が要求されていることを前提として検討を行う。

ここで、本節では、個別財務諸表作成上の子会社および関連会社に対する投資の会計処理について、日本基準、国際会計基準および米国基準における取扱いを、それぞれの基準改正の経緯を踏まえて検討する<sup>(3)</sup>。

## 2.1 日本基準

日本基準では、個別財務諸表上の子会社および関連会社に対する投資の会計処理について、「企業会計原則」の時代から現在に至るまで一貫して原価法によることとされている（「企業会計原則」第三5B、「金融商品に係る会計基準」第三2、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」17項）<sup>(4)</sup>。このような会計処理を行う理由について、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」Ⅲ四2（3）では、他企業の支配を目的として保有する子会社株式については、事業投資と同じく時価の変動を財務活動の成果とは捉えないという考え方にに基づいていること、他企業への影響力の行使を目的として保有する関連会社株式については、子会社株式の場合と同じく事実上の事業投資と同様の会計処理を行うことが適当であることを挙げている。

しかしながら、中島（1986, pp.480-481）、田中（2007, p.45）および醍醐（2008, p.205）のように、子会社および関連会社に対する投資を間接的な事業投資とみなすのであれば、原価法ではなく持分法によって会計処理すべきであるという意見もある。つまり、子会社および関連会社に対する投資が事業投資の性格を有していることは、「金融商品に係る会計基準」の適用によって導入された時価評価を棄却することの論拠とはなり得ても、持分法を棄却することの論拠にはならない。そこで、個別財務諸表上の子会社および関連会社に対する投資の会計処理として、日本基準が持分法の適用を認めていない理由が問題となる。この点について、小宮山（2000, p.110）は、「わが国では、個別財務諸表と連結財務諸表が二つ併存する制度をとっているため、関連会社株式について持分法を適用するという考え方がとられなかった」と説明している。また、醍醐（2008, p.207）は、「配当以前の投資収益は貨幣性資産の裏付けのない未実現の利益であり、そうした分配不適状な利益を、配当可能利益や課税所得に連なる個別会計上の利益に含めるのは健全でないとの判断による」と説明している。

このような説明からすると、日本基準が個別財務諸表の作成にあたって持分法の適用を認めていない理由としては、①連結財務諸表と個別財務諸表を並行開示するわが国の開示制度

<sup>(3)</sup> 連結財務諸表上の取扱いも含めた持分法に関する諸外国の会計基準の変遷の分析については、Nobes（2002）を参照。

<sup>(4)</sup> なお、時価または実質価額が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価または実質価額をもって貸借対照表価額としなければならないとされている（「企業会計原則」第三5B、「金融商品に係る会計基準」第三・二6、「金融商品に関する会計基準」20）。また、「企業会計原則」第三5Bでは、「取引所の相場のある有価証券で子会社の株式以外のもの」については、低価法（時価が取得原価よりも下落した場合には時価による方法）が容認されていた。

においては、子会社および関連会社に対する投資についての詳細な情報が連結財務諸表で開示されているため、個別財務諸表の作成にあたっての特段の取扱い（原価法から持分法への変更）を設ける必要性に乏しかったこと（連結情報と単体情報の重複の問題）、および②法人格を会計単位とする個別財務諸表においては、持分法による投資利益の認識が未実現利益の計上につながるおそれがあること（未実現利益の計上の問題）の2つが挙げられる。

## 2.2 国際会計基準

2001年にIASBが採用しているIAS第27号「連結財務諸表及び子会社に対する投資の会計処理」およびIAS第28号「関連会社に対する投資の会計処理」<sup>(5)</sup>において、持分法は、個別財務諸表における子会社および関連会社に対する投資の会計処理方法の一つとして認められていた（IAS第27号29項、IAS第28号12項）。

しかし、2003年にIAS第27号「連結及び個別財務諸表」およびIAS第28号「関連会社に対する投資」が公表され<sup>(6)</sup>、利用可能な選択肢の数を削減する改善プロジェクトの一環として、個別財務諸表における子会社および関連会社に対する投資の会計処理については、取得原価またはIAS第39号によるものとされ、持分法の適用が認められないこととされた（IAS第27号38項、IAS第28号35項）。個別財務諸表上の持分法の適用を禁止した理由について、IAS第27号は、持分法で提供される情報が「投資企業の経済的実体の財務諸表に反映されており、個別財務諸表で提供する必要がない」ことを挙げている（BC65）。これは、連結情報と単体情報の重複を問題としたものであり、前述の日本基準が個別財務諸表の作成にあたって持分法の適用を認めていない理由の1つと同様であるといえる。

その後、IASBの「2011年アジェンダ協議」の回答において、一部の国から、持分法を個別財務諸表における子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の測定の実体法の一つとして含めることへの要望があり<sup>(7)</sup>、このような意見を踏まえて、IASBは、2013年に公開草案を公表している（BC4）。公開草案では、個別財務諸表の作成上、子会社および関連会社に対する投資について、取得原価、持分法、またはIFRS第9号「金融商品」<sup>(8)</sup>によ

<sup>(5)</sup> 両基準は、1989年に国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee：IASC）が公表したものである。

<sup>(6)</sup> 両基準は、その後の改正によりIAS第27号「個別財務諸表」およびIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に表題が変更されている。

<sup>(7)</sup> 2012年にIASBから公表されている「フィードバック・ステートメント アジェンダ協議2011」では、一部の国々（特にラテンアメリカ）の会社法では、上場企業に子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資を持分法で測定した個別財務諸表を作成することを要求しており、2組の財務諸表を作成しなければならないというコメントが示されている（p.15）。

<sup>(8)</sup> IFRS第9号によって会計処理する場合には、公正価値測定の分類またはOCIオプションが適用されることになる（4.1項、5.7.5項）。

て会計処理することとされている（10項）。

2003年に個別財務諸表上の持分法の適用を禁止してから10年程度で、個別財務諸表上の持分法の適用を認めることを提案する以上は、このような改正が必要とされる積極的な理由が明示されていて然るべきである。しかしながら、公開草案では、国際会計基準を採用している一部の国からの要望に答えるということを手挙げているのみであり、また、2003年の改正基準で示されていた連結情報と単体情報の重複に関する問題等への言及も見受けられない。

上記のような公開草案の記述から推測すると、このような個別財務諸表上の持分法の適用を認めるという提案は、IASBが持分法の適用を積極的に支持したものではなく、選択可能な方法の1つとして認めることには、特段の問題が認められないという消極的な理由に基づくものと考えられる。

## 2.3 米国基準

1900年代前半の米国においては、子会社に対する投資について企業毎に多様な会計処理が行われており、そのような実務の一つとして持分法による会計処理が行われていた（Wright, 1915, p.21）<sup>9)</sup>。そして、1971年に会計原則審議会意見書（Accounting Principal Board Opinion: APB 意見書）第18号「普通株式に対する持分法会計」が公表され、投資会社の個別財務諸表においては、子会社および議決権付株式の50%以下であっても被投資会社の営業および財務の方針に重要な影響（significant influence）を与える能力を有する投資先会社（関連会社）に持分法を適用することとされた（17項）。APB 意見書第18号において、原価法は「投資会社の経済事情における重要な変化が反映されない」とされる一方で、持分法は「投資会社が被投資会社の勘定に計上した期間に、被投資会社の利益および損失に対する持分を認識するから、原価法よりもはるかに発生主義会計の目的に合致する」と説明されている（10項）。このように、APB 意見書第18号においては、発生主義会計の目的に照らして原価法と持分法を比較・検討したうえで、持分法を採用すべきであると結論づけているが、仮に、前述の醍醐（2008, p.207）が指摘していた持分法による投資利益の認識によって未実現利益の計上につながるようになるのであれば、持分法は発生主義会計の目的に反することになる。したがって、APB 意見書第18号は、持分法による会計処理が実現主義に反していないと解釈しているものと考えられるが、このような実現利益との関係については明らかにしていない。

その後、1987年に財務会計基準委員会（Financial Accounting Standards Board: FASB）から公表されている財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standards:

<sup>9)</sup> このような米国における初期の持分法を巡る議論においては、子会社に対する投資の会計処理として、連結財務諸表を用いるべきか、親会社の個別財務諸表において持分法または原価法を用いるべきなのかの問題とされており、多くの論者が連結財務諸表を用いることを支持していた（山地, 1989, p.3）。

SFAS) 第 94 号「すべての過半数所有子会社の連結」では、親会社の個別財務諸表における持分法の適用が廃止されている (15 項)。この理由について、SFAS 第 94 号は、「親会社の個別財務諸表が一般目的財務諸表として発行された例はなく、それらの規定 (個別財務諸表上の持分法の適用を求める規定) の削除が実務の変化を生じさせることはほとんどまたは全くない (括弧内筆者加筆)」と考えられたことによると説明されている (61 項)。

このように米国基準では、連結財務諸表のみを作成・開示する制度を前提に、企業に個別財務諸表上の持分法の適用を要求する必要性に乏しいことを根拠にして、個別財務諸表上の持分法の適用が廃止されている。そのため、このような米国基準の改正の理由は、連結情報と単体情報の重複を問題とする点で、2003 年に国際会計基準で個別財務諸表上の持分法の適用を廃止する際に示されていた理由と同様である。したがって、SFAS 第 94 号の改正は、APB 意見書第 18 号において示されていた持分法の方が原価法よりも発生主義会計の目的に合致しているという考え方を棄却したものではないものと考えられる。

## 2.4 概念上の検討の必要性

個別財務諸表における子会社および関連会社に対する投資の会計処理については、以前は、国際会計基準および米国基準において持分法の適用が認められていたものの、現在は、日本基準、国際会計基準および米国基準のいずれにおいても持分法の適用が認められていない。

このような会計基準の改正の経緯において注意しなければならないのは、2003 年の国際会計基準の改正で個別財務諸表上の持分法の適用が廃止されたのは、連結情報と単体情報の重複を問題としていたのであり、また、1987 年の米国基準の改正によって個別財務諸表上の持分法の適用が廃止されたのは、連結財務諸表のみを作成・開示する米国の開示制度においては、個別財務諸表上の持分法の適用を要求する必然性に乏しいということを理由としていたことである。すなわち、国際会計基準および米国基準のいずれにおいても、個別財務諸表の作成にあたって持分法の適用を認めることの会計理論上の問題が指摘されていたわけではない。同様に、2013 年に公表された国際会計基準の公開草案において、個別財務諸表の作成にあたって持分法の適用を認めることとされた根拠についても、持分法上の概念上の検討を行ったうえで、その適用を認めることを積極的に支持しているわけではなく、一部の国からの要望があったことを挙げているに過ぎない。したがって、このような会計基準の改正の議論においては、持分法という会計処理自体の概念上の検討が不十分であった可能性を否定することができない。

また、日本基準において個別財務諸表上の持分法の適用が認められていない理由の 1 つとされていた持分法による投資利益が未実現利益の計上につながるという指摘についても、実現概念が多義的に用いられてきている事実を考慮すると、実現の具体的な判断基準をどのように定めるのかによって、結論が異なりうるものと考えられる。

以上を踏まえると、個別財務諸表上の会計処理方法としての持分法の位置づけや、持分法の適用が個別財務諸表に与える影響を検討する必要性を見いださう。そこで、次節では、子会社および関連会社に対する投資に持分法を適用した場合と原価法を適用した場合の期間損益計算に与える影響を比較・検討することをつうじて、持分法という会計処理方法の会計理論上の意義を考察する。

### 3. 持分法と原価法の期間損益計算に与える影響の相違

子会社および関連会社に対する投資の会計処理として、持分法によった場合と原価法によった場合の投資会社の期間損益計算に与える影響の相違は、図表1のように整理できる。

図表1 投資企業の期間損益計算に与える影響

	原価法	持分法
① 利益操作の機会	あり	なし
② 投資成果の測定	配当受領額	被投資会社の損益の帰属割合
③ 投資成果の認識	配当受領時	被投資会社の損益計上時

そこで、以下では、図表1で示した①利益操作の機会、②投資成果の測定および③投資成果の認識という3つの観点から、原価法によった場合と持分法によった場合の投資会社の期間損益計算に与える影響を検討する<sup>(10)</sup>。

#### 3.1 利益操作の機会

子会社および関連会社に対する投資を原価法によって会計処理した場合には、投資会社は、被投資会社からの配当金の受領に基づいて収益を認識する。この点に関して、醍醐(1990、

<sup>(10)</sup> 子会社および関連会社に対する投資を原価法によって会計処理した場合と持分法によって会計処理した場合では、期間損益計算に与える影響だけではなく、貸借対照表価額も相違することになる。子会社および関連会社に対する投資の開始時点においては、原価法によった場合も持分法によった場合も取得に要した支出額で評価されるが、原価法によった場合には、その後も評価額が据え置かれるのに対して、持分法によった場合には、被投資企業における資本の変動に応じて評価額を修正していくことになる。ただし、斎藤(2013, p.161)が「持分法も原価評価ではないというだけで、時価評価とはおよそ無縁な方法」であると指摘しているように、このような持分法による評価額も、のれん価値が含まれていないことから、通常は投資の価値と一致しない。持分法と原価法を比較・検討している先行研究においても、このような貸借対照表価額の相違ではなく、主として利益認識のタイミングや利益操作の機会の相違を問題として分析が行われている。そこで、本稿においても、このような原価法によった場合と持分法によった場合の期間損益計算に与える影響に焦点をあてて分析を行う。

p.123) は、子会社に対する投資を原価法によって会計処理した場合に「支配会社は、自己の業績が好調で配当余力が大きいときには、たとえ被支配会社が多額の利益を確保しているも、そこからの配当を抑制させることによって、自己の報告利益の増加を抑えることができる」とし、また、「支配会社は自己の業績が落ち込んだときには、可能な範囲で被支配会社に増配させることによって、自己の報告利益をかさ上げすることもできる」と指摘している。このような原価法によった場合の利益操作の機会については、現実には投資会社の安定した配当政策を実現するために利用されている可能性がある<sup>(11)</sup>。

これに対して、子会社に対する投資を持分法によって会計処理した場合には、被投資会社において計上された損益の帰属割合に応じて投資会社の損益が計上され、また、被投資会社からの配当受領額については、投資会社の期間損益計算から排除されることになる。このような持分法による利益計算に着目し、醍醐（1990, p.123）は、子会社に対する投資を持分法によって会計処理した場合には、「投資収益の計上にあたって、支配会社の経営者のそうした裁量が介在する余地はまったくない」と指摘している。

このように、子会社に対する投資の場合には、被投資会社の意思決定機関を支配しているため、投資会社の意のままに被投資会社の配当の金額、ひいては原価法によった場合の投資会社の収益の認識時点および金額を排他的に決定することができる。したがって、個別財務諸表上の子会社に対する投資の会計処理については、このような経営者による利益操作の機会を排除するという観点からは、持分法が支持されることになる。

これに対して、関連会社に対する投資の場合には、子会社に対する投資の場合と異なり、このような利益操作の機会が制限されることになる。これは、子会社に対する投資と関連会社に対する投資は、被投資会社を支配<sup>(12)</sup>しているか否かという点で相違していることに起因する<sup>(13)</sup>。

関連会社に対する投資の場合には、投資会社は、他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与える能力を有しているものの、他の企業の意思決定機関を支配していない。そのため、投資会社は、被投資会社の剰余金の処分に関しても、重要な影響

(11) 醍醐（1990, pp.128-155）は、総合商社および電気機器に属する企業の財務データを分析することで、原価法によった場合に利益操作が行われるという仮説を裏付ける実証結果を示している。ただし、「こうした実証結果は、他の業種や企業、期間をカバーしたより広範な実証研究によって補完されなくてはならない」と指摘している。

(12) 組織再編の場面のみならず、資産の定義や金融商品の消滅の認識の場面等において用いられている「支配」の定義については、川本（2002, p.73）が指摘しているように、「使われる場面に応じて、使われる意義を変える可能性があり」、これをどのように定義するかについての議論が続いている。なお、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」では、①投資先に対するパワー、②投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利、③投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力の全てを有していることを支配の要件として示している（7 項）。

力を行使することができるものの、排他的にその金額を決定することはできない。したがって、関連会社に対する投資の場合には、原価法によって会計処理した場合であっても、投資会社が収益の金額を排他的に決定することはできないことになる。

ただし、関連会社に対する投資の場合であっても、被投資会社に支配株主が存在しない場合のように、被投資会社の配当政策に関与することが可能な場合も想定しうる。そのため、このような場合には、原価法によって会計処理すると、投資会社において一定の利益操作の機会が残されることになる。これに対して、関連会社に対する投資を持分法によって会計処理すると、被投資会社からの配当については、投資会社の期間損益計算から排除されることになるため、子会社に対する投資の場合と同様に、利益操作の余地はない。

したがって、経営者による利益操作の機会を排除するという観点からは、関連会社に対する投資の会計処理についても、持分法が支持されることになる。

### 3.2 投資成果の測定

子会社および関連会社に対する投資を原価法によって会計処理した場合には、被投資会社からの配当受領額がそのまま投資会社における投資成果の測定値とされる。ここで、被投資会社における各期の配当額については、被投資会社の配当政策によって決定されるため、基本的に被投資会社の業績と連動しない。そのため、原価法によると、配当受領額という被投資会社の業績と連動しない数値に基づいて、投資会社の投資成果が測定されることになる。

原価法によった場合の投資成果の測定に関して、特に問題となるのは、被投資会社において損失が計上される場合である。原価法によると、被投資会社からの配当受領額がそのまま投資会社における投資成果の測定値とされるため、被投資会社において計上された利益については、そこから配当された金額が投資会社における投資成果の測定値に反映される一方で、被投資会社において計上された損失については、投資会社における投資成果の測定値に反映されることはない(醍醐, 2008, p.205)。つまり、原価法によった場合には、被投資会社に対する投資成果の上方への影響のみが投資会社における投資成果の測定に反映されることになる<sup>(14)</sup>。

(13) 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」において、親会社は、「他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している企業」であり、子会社は、「当該他の企業をいう」とされている(6項)。また、企業会計基準第16号において、関連会社は「企業(当該企業が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。)が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の企業(傍点筆者加筆)」と定義されている(5項)。このような定義に基づくと、「支配」という概念は「重要な影響力」という概念の部分集合であるといえ、子会社に対する投資と関連会社に対する投資の本質的な相違は、被投資会社に対する支配の有無に求めることができる。

これに対して、子会社および関連会社に対する投資を持分法によって会計処理した場合には、被投資会社において計上された損益のうち、投資会社の持株比率に見合う金額が投資成果の測定値とされる。そのため、持分法によると、被投資会社の業績に連動する形で投資会社における投資成果が測定され、また、被投資会社における損失の計上という下方への影響についても、投資会社における投資成果の測定値に反映されることになる。

以上のような検討を踏まえれば、子会社に対する投資の場合と関連会社に対する投資の場合のいずれにおいても、原価法による投資成果の測定には問題があるといえる。したがって、前述の利益操作の機会という観点と同様に、子会社および関連会社に対する投資成果の測定の観点からも、持分法が支持されることになる。

### 3.3 投資成果の認識

子会社および関連会社に対する投資を原価法によって会計処理した場合には、被投資会社からの配当受領時点において投資会社の投資成果が認識される。これに対して、持分法によって会計処理した場合には、被投資会社における損益の認識時点において投資会社の投資成果が認識される。被投資会社の一事業年度の投資成果が確定した場合には、基本的に、その分配が翌事業年度における株主総会後に行われることから、原価法によった場合と持分法によった場合では、投資会社における投資成果の認識時点は異なることになる。

このような投資会社における投資成果の認識時点の相違に着目して、山地（1989, p.8）および中野（1997, p.130）は、原価法が実現主義の原則に適合し、持分法が発生主義の原則に適合すると説明している。また、投資成果の認識に関して、原価法を支持する立場と持分法を支持する立場の見解の対立は、会計学における古典的な文献においても見受けられ、例えば、PatonとMoonitzの論争（Moonitz, 1951, 訳書 1963）が挙げられる。

Moonitz（1951）は、原価法について、「他の会社に対する投資の状態（status）に変化のおこったことが確かに分ったとしても、当該他社の側でたとえば配当宣言とかあるいは正規の更正などのような行為をとらないかぎり、この変化をまったく無視しなければならぬことになる」として否定し、「関係会社間の特殊な諸関係をみとめることと一致したいき方」である簿価法（book value method）<sup>(14)</sup>を支持している（p.54-55, 訳書 p.93-95）。また、「投資

(14) ただし、原価法によった場合であっても、被投資会社における損失が累積されることによって投資会社が保有している株式の時価あるいは実質価額が著しく下落した場合には、減損処理が行われる。そのため、このような場合には、投資成果の下方への影響が投資会社の期間損益計算にまとめて反映されることになる。

(15) Moonitz（1951, p.52, 訳書 pp. 90-91）のいう「簿価法」は、「最初に取得価格で株式を記入する点は第一法と同じだが、それ以後、子会社資本に生じたすべての増減額のうち親会社のしめる持分（equity）に対して投資勘定を修正する」方法とされており、本稿で検討している「持分法」と同様の方法であると考えられる。

勘定の金額を変更することをみとめない決定的理由として“実現性”の欠如を主張することは、会計をむかしの厳密な現金主義に逆もどりさせないかぎり、できないことであろう」としたうえで、「子会社に所得が発生するのと同一時点で親会社に所得が発生し、その金額は子会社資本のうち親会社が所有する部分の割合によって定まる」と指摘し、簿価法によった場合に未実現利益が認識されるという批判に反論している（p.56-59, 訳書 pp.95-101）。

これに対して、Paton は、Moonitz（1951）の編注において「他社に対する投資の会計について原価基準によるとともに投資に生ずる利益は実現の時に計上するやり方が、明らかに、株主にとってもっとも簡単であり実際的であるようにみえる」とし、Kohler（1938, p. 68）の「支配会社の帳簿上に子会社の損益を発生主義で計上するやり方には實際上なんの利点もない」という意見を引用した上で、原価法の採用を支持している（pp.52-53, 訳書 pp.91-92）<sup>(16)</sup>。

ここで、両者が問題としているのは、子会社に対する投資成果の実現時点についての解釈である<sup>(17)</sup>。図表 2 で示したように、Moonitz は、被投資会社における損益の認識時点において、投資会社における投資成果が実現しているもの考え、被投資会社の配当が行われた時点における投資収益の認識は、現金主義の適用であると考えている。これに対して、Paton は、被投資会社の配当宣言時点<sup>(18)</sup>に投資会社の投資成果が実現し、それよりも前のタイミングで認識される持分法による投資利益は、未実現利益の計上にはほかならないと考えている。

図表 2 投資企業の投資成果の実現時点についての見解の対立



(16) なお、わが国の先行研究においても、小栗（1995, p.36）は、法人格を会計単位とする個別財務諸表においては、被投資企業における投資成果の実現時点では、投資企業における投資成果が実現しないと指摘している。

(17) 仮に、Moonitz がいうように、持分法を実現主義の適用、原価法を現金主義の適用と位置づけた上でいづれが望ましいといえるのかを問題とするのであれば、前者の方が今日的な財務報告の目的に当てはまるといってよい。これは、Beaver（1998, pp.6-7, 訳書, pp.10-11）が指摘しているように「発生主義会計は将来キャッシュ・フローや配当支払能力について、現在キャッシュ・フローよりも望ましい指標を提供するためにキャッシュ・フローを変換している」のであり、「発生主義会計に基づく企業の稼得利益およびその内訳要素に関する情報の方が、一般に現在の現金収支に関する情報よりも企業業績のすぐれた指標となる」からである（財務会計諸概念に関するステートメント第1号「営利企業の財務報告の基本目的」44項）。

### 3.4 原価法を支持する立場と持分法を支持する立場の争点

以上で検討してきたように、子会社および関連会社に対する投資の会計処理としての持分法と原価法を比較・検討すると、利益操作の機会の排除および投資成果の測定という観点からは、持分法が支持されることになる。しかしながら、投資成果の認識という観点からは、持分法を支持する立場と原価法を支持する立場が対立しており、そのような対立は、子会社および関連会社に対する投資成果の実現時点に関する解釈の相違に起因しているといえる。そこで、次節では、このような論点の答えを見いだすために、子会社および関連会社に対する投資成果の実現時点について検討する。

## 4. 子会社および関連会社に対する投資と実現利益

本節においては、子会社および関連会社に対する投資成果の実現時点についての検討を行う。ここで、投資成果が実現しているか否かの判断基準となる実現概念については、歴史的にも多義的に用いられている。この点について、辻山（2002, pp.353-356）は、米国においては、市場取引の存在（受取資産の流動性や取引の完了）に着目する古典的な実現概念から広義の実現概念へと変化し、その後、狭義の実現概念へと変化したうえで、実現可能性基準が導入されていると指摘している。また、わが国における「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」においては、収益および費用の計上の判断基準として「投資のリスクからの解放」<sup>(19)</sup> という概念が示されている（第3章23項）。ここで、このような実現概念が多義的に用いられてきたという事実を捨象すると、本稿で検討する子会社および関連会社に対する投資成果の実現時点に関して誤った結論を導き出してしまう可能性がある<sup>(20)</sup>。そこで、以下では、①古典的な実現概念、②広義の実現概念（リスクからの解放）<sup>(21)</sup>、③狭義の実現概

(18) 米国においては、取締役会の配当宣言（dividends declared）によって、会社が株主に対する配当金の額に相当する金銭債務を負担することになる（並木，1970，p.216）。なお、わが国の「会社法」では、剰余金の配当について、基本的に株主総会の承認によって行われることとされているが（454条）、一定の場合には、取締役会に決定権限を付与することができる（459条）。

(19) 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」において、リスクからの解放は、「投資にあたって期待された成果が事実として確定することをいう」とされている（第4章57項）。

(20) PatonとMoonitzの子会社に対する投資成果の実現時点を巡る論争が行われた1950年前後は、辻山（2002，pp.353-354）が指摘している米国の実現概念が拡張されようとしていた時期とも重なっている。両者の論争の真の原因は、このような実現概念そのものについての解釈の相違に求めることができるかもしれない。

(21) 広義の実現概念における「収益として認識してもよい事象」がどのような事象をさすのが問題となるが、辻山（2007，pp.148-149）は、「投資のリスクからの解放」という概念は、広義の実現概念と基本的に同一の概念であると指摘している。そこで、本稿における「広義の実現概念」は「投資のリスクからの解放」という概念と同様のものであることを前提として分析を行う。

念・実現可能性基準<sup>(22)</sup>に区別したうえで、これらの判断基準に照らして、子会社に対する投資成果および関連会社に対する投資成果の実現時点を検討する。

#### 4.1 子会社に対する投資成果の実現

まず、子会社に対する投資について、「受取資産の流動性」や「取引の完了」を問題とする①古典的な実現概念に照らして検討すると、法人格に基づき親会社と子会社を独立の会計単位とする個別財務諸表においては、子会社が事業活動から流動性のある資産を獲得していたとしても、それは、親会社が獲得したものではない。そして、親会社の受取対価が確定するのは、子会社からの配当を受領する権利が確定することによって現金等価物を取得した時点であると考えられる。醍醐（1990, p.122）が、①原価法は「支配会社と被支配会社の法人格の異別性を注視する法的観点と、増加資産の分離、流動性ある資産への転換を要件にした伝統的な実現概念を拠り所としている」と指摘しているように、このような古典的な実現概念を収益の認識基準とした場合には、受取対価が確定する前に認識される持分法による投資利益は、実現概念に反するものといえる。

次に、②広義の実現概念（リスクからの解放の概念）に照らして検討する。子会社に対する投資成果のリスクからの解放時点を検討するにあたっては、このような投資における主要なリスクが問題となるが、これは子会社における事業リスクであると考えられる<sup>(23)</sup>。そのため、子会社の投資成果が不可逆的なものとなった場合には、親会社においても、子会社に対する投資のリスクから解放される。つまり、子会社における実現利益の認識時点と親会社における子会社への投資成果の確定時点は一致することになる。したがって、子会社における実現利益の認識時点において、投資のリスクから解放されたものとして親会社が損益を認識する持分法は、このような実現概念に整合するものと考えられる。

最後に、③狭義の実現概念・実現可能性基準に照らして検討する。親会社は、子会社の意思決定機関を実質的に支配しているため、子会社の配当政策を排他的に決定する能力を有している。つまり、川本（1992, p.465）が指摘しているように、「持分法による投資利益は、親会社が子会社に請求すれば、現金配当としてほぼ確実に手にできる」ことから、子会社が

(22) 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」では、実現可能性基準における「実現可能な成果」は、現金または現金同等物への転換が容易である成果として意味づけられることが多いのに対して、投資のリスクからの解放は、換金可能性や処分可能性のみで判断されるのではないと説明している（第4章58項）。例えば、上場している子会社株式は、換金可能性や処分可能性を有しているため、時価評価差額が実現可能なものと解釈することができるが、売却処分によって事業上の制約が課されていることも考慮すると、その時価評価差額はリスクから未解放なものとして解釈することになる。

(23) 後述する関連会社に対する投資の場合とは異なり、子会社に対する投資の場合には、親会社は子会社から受け取る配当の金額に関するリスクを負っていない。親会社は、子会社の配当金額を排他的に決定する能力を有しているからである。

事業活動においてキャッシュを獲得し、子会社の事業年度末に分配可能利益に含められた時点において、親会社に帰属する部分については、現金または現金同等物への転換が容易な成果といえる。そのため、子会社の実現利益の計上時点において、親会社の子会社に対する投資成果は実現可能である<sup>(24)</sup>。したがって、③狭義の実現概念・実現可能性基準に基づく場合においても、子会社に対する投資について、持分法による投資利益の認識が是認されることになる。

以上で検討してきたように、子会社に対する投資成果の認識については、①古典的な実現概念に基づく場合には原価法によるべきであり、②広義の実現概念（リスクからの解放）および③狭義の実現概念・実現可能性基準に基づく場合には持分法によるべきであるといえる<sup>(25)</sup>。したがって、このような検討結果を踏まえると、リスクからの解放や実現可能性基準といった今日的な実現概念に整合する子会社に対する投資の会計処理は、持分法であると考えられる。

#### 4.2 関連会社に対する投資成果の実現

関連会社に対する投資成果の実現時点について、「受取資産の流動性」や「取引の完了」を問題にする①古典的な実現概念に照らして検討すると、前述の子会社に対する投資成果の認識と同様の結論が導かれる。すなわち、被投資会社における投資成果が実現した時点においては、投資会社では「受取資産の流動性」や「取引の完了」の要件を充たしておらず、投資会社が被投資会社からの配当を受領する権利を獲得し、現金等価物を取得した時点において、投資会社の投資成果が実現するものと考えられる。したがって、関連会社に対する投資の場合についても、持分法による投資利益の認識は、このような①古典的な実現概念に反することになるといえる。

これに対して、関連会社に対する投資成果の実現時点について、②広義の実現概念（リスクからの解放の概念）や③狭義の実現概念・実現可能性基準に照らして検討すると、子会社に対する投資の場合とは異なる結論が導き出されることになる。

<sup>(24)</sup> 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」では、「上場している子会社関連会社株式やその他有価証券は、現金あるいはその同等物への転換が容易であり、その時価評価差額は『実現可能な成果』と解釈することもできる」とされている（第4章脚注17）。このように実現可能性基準の本質をキャッシュへの転換可能性に求める場合には、持分法による投資利益についても実現可能といえる。このような考え方に対して、醍醐（1990, pp.157-158）のように、親会社の意思や動機を重視して、「『実現可能性』基準にてらしていえば、当座実現不可能な投資勘定の増加を利益に計上することになっているといわなくてはならない」とする見解もある。

<sup>(25)</sup> 米国では、前述のように1971年にAPB第意見書18号が公表され、個別財務諸表上の持分法の適用が強制されている。実現概念の変遷を踏まえると、当時の米国では、持分法による投資利益こそが実現概念に整合するものと考えていたとみることが出来る。

まず、②広義の実現概念（リスクからの解放の概念）に照らして検討すると、関連会社に対する投資のリスクは、被投資会社における事業リスクだけでなく、他の支配株主の存在によって配当の金額が変動するというリスクも負うことになる。そのため、子会社に対する投資の場合とは異なり、被投資会社において事業リスクから解放された成果が利益として認識されたとしても、投資会社の側では、配当受領額についてのリスクを負っているという点で、成果の変動性を免れたとはいえない。このようなリスクが不可逆的な成果として確定するのは、実際に被投資会社からの配当金額が確定した時点とすることができる。したがって、関連会社に対する投資の場合には、持分法による投資利益の認識がこのような実現概念に反するといえる。

次に、③狭義の実現概念・実現可能性基準に照らして検討すると、関連会社に対する投資の場合には、子会社に対する投資の場合とは異なり、投資会社が被投資会社の意思決定機関を支配していないため、投資会社が被投資会社の配当の金額を排他的に決定することはできない。したがって、被投資会社が獲得した投資成果のすべてが、投資会社において現金または現金等価物への転換が容易であるとはいえないことから、持分法による投資利益は実現可能な成果とはいえないものと考えられる。このように考えると、関連会社に対する投資の場合には、実現可能性基準を持ち出すまでもなく、投資会社が配当を受領する権利を獲得した時点において、現金等価物の受領による実現利益の計上が認められることになる。したがって、③狭義の実現概念・実現可能性基準に照らして検討した場合においても、関連会社に対する投資の会計処理については、原価法によって会計処理すべきといえる。

以上の検討を踏まえれば、関連会社に対する投資については、被投資会社からの配当受領時点で収益を認識する原価法がいずれの実現概念にも合致しているといえ、持分法による投資利益の認識は、未実現利益の計上につながることから棄却されることになる。

#### 4.3 実現時点の相違が生じる原因

子会社に対する投資の場合と関連会社に対する投資の場合では、投資成果の実現時点の判断基準を②広義の実現概念（リスクからの解放）や③狭義の実現概念・実現可能性基準に求める場合には、投資成果の実現時点に相違が生じることになる。このような相違が生じる原因は、前述した被投資会社に対する支配関係の有無である。被投資会社の意思決定機関、ひいては被投資会社の配当政策を実質的に支配しているか否かという本質的な相違に起因して、投資会社が負担する投資の主要なリスクの内容や投資成果の実現可能性に相違が生じるわけである。

最後に、本節において検討してきた子会社および関連会社に対する投資成果について、持分法による投資利益の認識が認められるか否かについての結論をまとめると、以下の図表3のようになる。

図表3 持分法による投資利益の認識

	子会社に対する投資	関連会社に対する投資
古典的な実現概念	不可	不可
広義の実現概念（リスクからの解放）	可	不可
狭義の実現概念・実現可能性基準	可	不可

## 5. 要約と結論

本稿では、個別財務諸表において、子会社および関連会社に対する投資に持分法を適用することの是非について検討した。

第2節においては、日本基準、国際会計基準および米国基準における子会社および関連会社に対する投資の個別財務諸表上の会計処理について、それぞれの会計基準の歴史的な改正の経緯も踏まえて検討した。そのような検討においては、諸外国の会計基準の改正にあたって、個別財務諸表上で持分法を適用することについての会計理論上の検討が不十分である可能性を指摘した。

第3節では、原価法と持分法の投資会社の期間損益計算に与える影響について、①利益操作の機会、②投資成果の測定および③投資成果の認識に着目して分析を行った。このような検討において、①利益操作の機会の排除および②投資成果の測定の観点からは、原価法よりも持分法の方が適切であると結論づけた。他方、③投資成果の認識の観点から、原価法と持分法のいずれが適切といえるかという点については、投資成果の認識基準となる実現概念に依存することを指摘した。

第4節では、子会社および関連会社に対する投資成果の実現時点について検討を行った。そのような検討にあたっては、歴史的にも多義的に用いられてきた実現概念について、①古典的な実現概念、②広義の実現概念（リスクからの解放の概念）および③狭義の実現概念・実現可能性基準を分析の判断基準として用いることとした。

子会社に対する投資成果については、①古典的な実現概念に基づくと、配当受領時に親会社が収益を認識する原価法による会計処理が望ましいとする一方で、②広義の実現概念（リスクからの解放の概念）および③狭義の実現概念・実現可能性基準を判断基準とした場合には、子会社の実現利益の計上時点において、親会社が投資成果を認識する持分法による会計処理が適切であると結論づけた。また、関連会社に対する投資成果については、①古典的な実現概念、②広義の実現概念（リスクからの解放の概念）および③狭義の実現概念・実現可能性基準のいずれに基づいた場合であっても、投資会社が配当を受領する権利を獲得した時点で収益を認識する原価法による会計処理が適切であると指摘した。

以上の検討結果を踏まえると、実現可能性基準やリスクからの解放の概念のような今日的な意味での実現概念に照らしていえば、個別財務諸表の作成においては、子会社に対する投資を持分法によって会計処理することが肯定される一方で、関連会社に対する投資については、持分法によって会計処理することが否定されることになる。被投資会社に対する支配関係の有無という両者の本質的な相違に起因して、子会社に対する投資の場合と関連会社に対する投資の場合で異なる結論が導かれるのである。

また、このような結論からは、現在のIFRSや日本基準に対して2つのことを指摘しうる。1つは、現在IASBで提案されている子会社および関連会社に対する投資について、個別財務諸表上の持分法の適用を認めるという提案は、関連会社に対する投資成果の実現時点を踏まえた再検討が必要であるという指摘である。もう1つは、日本基準における個別財務諸表上の子会社に対する投資の会計処理について、現在の原価法から持分法への変更を検討する必要があるという指摘である。

以上が個別財務諸表における持分法の適用の可否に関する本稿の結論であるが、このような結論、特に関連会社に対する投資成果の実現時点に関する結論を連結財務諸表上の取扱いにまで拡張して考えると、関連会社に対する投資に持分法を適用している現在の実務も否定されるようになる<sup>(26)</sup>。支配・被支配の関係に基づいて行われる子会社の全部連結に対して、重要な影響力の有無に基づいて行われる関連会社に対する持分法の適用には、会計上のエンティティーの範囲の問題（企業集団の範囲に子会社のみならず、実質的に関連会社も含めることの是非）や<sup>(27)</sup>、投資会社・被投資会社間で行われた取引をどのように取扱うのか（連結財務諸表上の未実現利益とみなすことの是非）等についての多くの検討課題が残されている<sup>(28)</sup>。また、本稿では、わが国の開示制度のように個別財務諸表の開示が要求され

<sup>(26)</sup> 連結財務諸表上の関連会社に対する投資の会計処理については、本稿のように実現概念に照らして持分法の適用が求められているわけではない。番場（1978, p.69）は、当時の日本基準において、持分法が任意適用とされていたことに対して、「従来の子会社を子会社でなくして形式上関連会社に該当するものとし、連結対象会社の数を著しく縮小する企業集団が頻出した」と指摘しており、その後の日本基準における関連会社に対する持分法の強制適用は、このような連結外しに対処することを目的としていたものと思われる。しかしながら、1997年の「連結財務諸表原則」の改正によって、子会社の判定基準として支配力基準が導入されている（企業会計基準第22号54項）。そのため、現在では、当時の状況とは異なり、連結外し対策として、関連会社に対して持分法の適用を強制する必要性は乏しくなっていると考えられる。

<sup>(27)</sup> 米国においては、子会社の判定基準として持株基準を採用することを前提に、連結の範囲から除外されていた関係会社を順次取り込む形でのルール改正が行われてきているが、関連会社を一行連結することによって実質的に企業集団に含める根拠については、必ずしも明らかにされていない。

<sup>(28)</sup> 秋葉（2012, pp.337-338）は、「連結財務諸表の作成上、関連会社についても、子会社と同様に連結上の調整を行い、あたかも企業集団の一部であるかのように扱っていることについては疑問もあるようである」と指摘している。

ていることを前提に検討を行ったが、米国における開示制度のように、連結財務諸表のみを開示するという方法もありうる。連結財務諸表を主たる情報と位置づけて個別財務諸表の簡素化が進む現在のわが国の開示制度においては、個別財務諸表を開示する必然性についても検討の余地が残されている。

以上の問題については、今後の検討課題としたい。

## 【参考文献】

- Accounting Principal Board (APB). 1971. APB Opinion No. 18: *The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock*.
- Allan, W. Wright. 1915. *Consolidation of Balance Sheets in Holding Company Accounting*. Journal of Accountancy, Jan, pp.21-33.
- Beaver, W. H. 1998. *Financial Reporting: An Accounting Revolution*, Third Edition. New Jersey: Prentice-Hall, Inc. (伊藤邦雄訳. 2010.『財務報告革命【第3版】』白桃書房.)
- Christopher Nobes. 2002. *An Analysis of the International Development of the Equity Method*. ABACUS, Vol38, No.1, pp.16-45.
- European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG). 2014. EFRAG Short Discussion Series: *The Equity Method: A Measurement Basis Or One-Line Consolidation?*.
- E. L. Kohler (1938) *Some Tentative Propositions Underlying Consolidated Reports*, The Accounting Review, pp.63-77.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1978. *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*. Stamford, Conn: FASB. (平松一夫・広瀬義州訳. 2002.『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社.)
- . 1987. Statement of Financial Standards Board No.94, *Consolidation of All Majority-Owned Subsidiaries*.
- M. Moonitz. 1951. *The Entity Theory of Consolidated Statements*. The Foundation Press, Inc. (白鳥庄之助訳. 1964.『ムーニッツ連結財務諸表論』同文館出版.)
- International Accounting Standards Board (IASB). 2008. International Financial Reporting Standards No.9, *Financial Instruments*.
- . 2011. *Agenda Consultation 2011*.
- . 2012. *Feedback Statement: Agenda Consultation 2011*.
- . 2012. International Financial Reporting Standards No.10, *Consolidated Financial Statements*.
- . 2013. Exposure Draft, *Equity Method in Separate Financial Statements (Proposed Amendments to IAS 27)*.
- International Accounting Standards Committee (IASC). 1989. International Accounting Standards (IAS) No. 27, *Consolidated and Separate Financial Statements*.
- . 1989. IAS No.28, *Investment in Associates*.
- . 1999. IAS No.39, *Financial Instrument: Recognition and Measurement*.
- 秋葉賢一. 2012.『エッセンシャル IFRS (第2版)』中央経済社.
- 小栗崇資. 1995.「連結会計と配当可能利益計算」醍醐聰編著.『連結会計一体系と実態一』中央経済社: 21-40.

## 個別財務諸表における持分法の適用に関する一考察

- 川本淳. 1992. 「持分法の意義と問題点—個別決算への適用」『会計』142(3): 457-466.
- . 2002. 『連結会計基準論』森山書店.
- 企業会計基準委員会. 2006. 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』.
- . 2008. 企業会計基準第10号『金融商品に関する会計基準』.
- . 2008. 企業会計基準第16号『持分法に関する会計基準』.
- . 2008. 企業会計基準第21号『企業結合に関する会計基準』.
- . 2008. 企業会計基準第22号『連結財務諸表に関する会計基準』.
- 企業会計審議会. 1957. 『企業会計原則』.
- . 1997. 『連結財務諸表原則』.
- . 1997. 『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』.
- . 1999. 『金融商品に係る会計基準』.
- . 1999. 『金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書』.
- 小宮山賢. 2000. 『金融商品・年金会計入門〔改訂版〕』税務経理協会.
- 斎藤静樹. 2013. 『会計基準の研究 増補改訂版』中央経済社.
- 醍醐聰. 1990. 『日本の企業会計』東京大学出版会.
- . 2008. 『会計学講義〔第4版〕』東京大学出版会.
- 田中建二. 2007. 『ライブラリ会計学最先端9 金融商品会計』新世社.
- 辻山栄子. 2002. 「利益の概念と情報価値(1)—実現の考え方」. 斎藤静樹編著. 『会計基準の基礎概念』中央経済社: 349-374.
- . 2007. 「第6章 財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」斎藤静樹編著. 『詳解 討議資料 財務会計の概念フレームワーク (第2版)』中央経済社: 135-153.
- 中島省吾. 1986. 「株式の貸借対照表価額」『会計』129(4): 471-481.
- 中野貴之. 1997. 「個別会計および連結会計における持分法の適用」『早稲田商学』372: 129-158.
- 並木俊守. 1970. 『アメリカ会社法』東洋経済新報社.
- 番場嘉一郎. 1978. 「第1回連結決算を顧みて」『企業会計』30(11): 65-72.
- 山地範明. 1989. 「米国持分法会計に関する一考察」『関西学院商学研究』25: 1-20.